

岩手県選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、平成22年8月1日執行の岩手県議会議員釜石選挙区補欠選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

平成22年7月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

ポスター掲示開始日 平成22年7月23日